

# 学校・教育委員会におけるいじめ対策について（案）

資料5

いじめ対策	学校	教育委員会
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ いじめに関する情報を日常的に担任等から確認し、管理職に報告する担当等の位置付け</li> <li>● 学校いじめ対策組織内に少人数で機動的に対応する「対策チーム」の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ いじめ対策を担当する部署の設置（市長部局のいじめ対策担当部署と連携）</li> <li>▶ 学校いじめ対策組織会議における対処プランの策定支援等を行ういじめ対策コーディネーターの配置と学校への派遣</li> <li>▶ 地教行法等に基づく権限と義務についての理解の深化に向けた、教育委員会職員対象の研修の実施</li> </ul>
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「CAPあさひかわ」による全中学校1年生、保護者、教職員等を対象とした人権教育プログラムの実施</li> <li>● 思いやりの心を育む道徳科の授業の全学年での実施及び公開など、いじめ等の未然防止に向けた取組を集中的に行う年2回の「いじめ・非行防止強調月間」における取組の推進</li> <li>● いじめ撲滅集会や、いじめ防止に向けたメッセージコンクールなど、各学校における児童生徒が主体となった取組の推進</li> <li>● 生命（いのち）の安全教育やSNSの適切な利用に係る学習の全学年での実施</li> <li>● いじめ対策に係る教職員の専門性向上に向けた定期的な校内研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒が、発達の段階に応じて、性に関する正しい理解やSNSの適切な利用に係る学習を行うための教材等の作成</li> <li>● 「いじめ・非行防止強調月間」の設定と、各学校への好事例の提供</li> <li>● 全中学校の生徒の代表が一堂に会し、いじめ問題等について協議を行う「生活・学習Actサミット」の開催と、児童生徒が主体となった各学校の取組を交流するWebサイト「児童会生徒会チャンネル」の開設</li> <li>● いじめ対策に係る専門性向上に向けた、教職員の経験年数や職種に応じた研修の開催</li> </ul>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ いじめだけではなく、それ以外の課題に関わる児童生徒の困り感やストレスを把握するための定期的なストレスチェックの実施</li> <li>● 児童生徒間のトラブル等のモニターと、対応の検討や検証を行う定期的な学校いじめ対策組織会議の開催</li> <li>● 市教委独自の調査を含め、年3回のいじめアンケート調査及び教育相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校へのスクールカウンセラーの派遣（学校いじめ対策組織会議への参加を可能とする派遣時間の確保）</li> <li>● 児童生徒が1人1台端末等からいじめ等の相談ができるwebページ「おなやみポスト」（道教委）によるいじめ事案の把握と速やかな対応</li> <li>● 関係機関や相談窓口等からの情報提供に基づく対応</li> </ul>
事案への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ いじめ事案（疑い含む）の教育委員会への全件報告</li> <li>● 学校いじめ対策組織による組織的な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ いじめ事案（疑い含む）の全件把握と、いじめ認知の状況等の学校への調査</li> <li>▶ いじめ対策コーディネーター等による、いじめを受けた児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒に対する指導、保護者との連携に関する学校への支援</li> </ul>
困難ケースへの対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 学校だけでは解決が難しい事案や、被害児童生徒や保護者が学校の対応に不満を抱いている事案など、困難ケースにおける教育委員会及び市長部局からの支援による対処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市長部局のいじめ対策専門部署との連携による、困難ケースの解決に向けた調整及び指導助言</li> </ul>
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 「旭川市重大事態対応マニュアル（仮称）」に基づく重大事態の適切な判断と速やかな市長への報告</li> <li>▶ 被害児童生徒や保護者に寄り添う専属の担当者の配置</li> <li>▶ 加害児童生徒の内省を図るなど、再発防止に向けた計画的な指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国が示しているガイドラインに準拠した、重大事態の定義や判断、対応の在り方等を示した「旭川市重大事態対応マニュアル（仮称）」の作成・周知</li> <li>● 附属機関（旭川市いじめ防止等対策委員会）における速やかな調査の実施</li> <li>● 学校主体の調査における指導主事やスクールカウンセラー等の専門職の派遣</li> </ul>